二　賃金制度の整備を行う場合に、都道府県労働局長に対して当該賃金制度の整備に係る計画（以下この条において「賃金制度整備計画」という。）を提出し、その認定を受けた事業主であること。

三　当該賃金制度の整備に係る事業所に雇用されていた者であつて賃金制度整備計画の期間の初日の前日から起算して六箇月前の日から都道府県労働局長に対する職場定着支援助成金（この項の規定によるものに限る。）の受給についての申請書を提出するまでの間（以下この号において「基準期間」という。）に離職したもののうち、当該基準期間に特定受給資格者として受給資格の決定がなされたものの数等から判断して、適正な雇用管理を行つていると認められる事業主であること。

四　当該賃金制度の整備及び運用に要した費用の負担の状況及び当該賃金制度の整備に係る事業所の労働者の離職の状況を明らかにする書類を整備している事業主であること。

五　雇用管理責任者を選任し、かつ、当該選任について、事業所に掲示等の周知を行つている事業主であること。

六　賃金制度の整備を行い、かつ、当該賃金制度の適用を受ける労働者が生じた事業主であること。

2　前項に規定する介護事業主が、同項に該当することにより、職場定着支援助成金の支給を受け、かつ、次の各号のいずれにも該当する場合にあつては、当該事業主に対し、六十万円を支給するものとする。

一　賃金制度整備計画の期間の末日の翌日から起算して一年を経過する日（次項において「一年経過日」という。）までの期間における当該賃金制度の整備に係る事業所における離職者の数を当該賃金制度整備計画の期間の末日の翌日における当該事業所の労働者数で除して得た割合が、当該事業所の労働者数に応じて職業安定局長が定める目標値を達成している事業主であること。

二　当該賃金制度の整備に係る事業所に雇用されていた者であつて賃金制度整備計画の期間の末日の翌日から都道府県労働局長に対する職場定着支援助成金（この項の規定によるものに限る。）の受給についての申請書を提出するまでの間（以下この号において「基準期間」という。）に離職したもののうち、当該基準期間に特定受給資格者として受給資格の決定がなされたものの数等から判断して、適正な雇用管理を行つていると認められる事業主であること。

3　第一項に規定する介護事業主が、前項各号に該当することにより、職場定着支援助成金の支給を受け、かつ、次の各号のいずれにも該当する場合にあつては、当該事業主に対し、九十万円を支給するものとする。

一　一年経過日の翌日から起算して二年を経過する日までの期間における当該賃金制度の整備に係る事業所における離職者の数を一年経過日の翌日における当該事業所の労働者数で除して得た割合が、当該事業所の労働者数に応じて職業安定局長が定める目標値を達成している事業主であること。

二　当該賃金制度の整備に係る事業所に雇用されていた者であつて一年経過日の翌日から都道府県労働局長に対する職場定着支援助成金（この項の規定によるものに限る。）の受給についての申請書を提出するまでの間（以下この号において「基準期間」という。）に離職したもののうち、当該基準期間に特定受給資格者として受給資格の決定がなされたものの数等から判断して、適正な雇用管理を行つていると認められる事業主であること。

4　前三項の規定にかかわらず、職場定着支援助成金（これらの規定によるものに限る。）は、国等に対しては、支給しないものとする。

5　第一項から第三項までの規定にかかわらず、職場定着支援助成金（これらの規定によるものに限る。）は、労働保険料の納付の状況が著しく不適切である、又は過去三年以内に偽りその他不正の行為により、雇用調整助成金その他の法第四章の規定により支給される給付金の支給を受け、若しくは受けようとした事業主に対しては、支給しないものとする。

附則第十七条の三中「第百十八条の二第一項第一号ハ(1)(i)若しくは(ii)又は(2)」を「第百十八条の二第一項第一号ハ(2)(iii)」に、「平成二十八年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に改め、同条の表を次のように改める。

第一項第二号ロ(5)	前号ハ(2)(iii)の措置を講じた事業主　対象者一人につき七万五千円（中小企業事業主にあつては、十万円）（一の事業所につき、一の年度における当該措置の対象となる労働者の数が十人を超える場合は、当該事業所につき十人までの支給に限る。）
	前号ハ(2)(iii)の措置を講じた事業主　対象者一人につき十五万円（中小企業事業主にあつては、二十万円）（一の事業所につき、一の年度における当該措置の対象となる労働者の数が十五人を超える場合は、当該事業所につき十五人までの支給に限る。）

附則第十七条の四の四第一項第一号ハを次のように改める。

ハ　精神障害者（精神保健福祉法第四十五条第二項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に限る。）

附則第十七条の六中「平成二十七年度」を「平成二十八年度」に改める。

附則第十七条の八中「平成二十八年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改め、「同号ヘ中「及び(3)から(8)」とあるのは「及び(3)から(7)と、」を削り、「同号ヘ(1)中「三分の一」とあるのは「三分の一（中小企業事業主にあつては、二分の一）」に、同号ヘ(2)中「八百円」とあるのは「四百円（中小企業事業主にあつては、八百円）」を「同号ホ(3)中「四百円」とあるのは「六百円」に改める。

（建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則の一部改正）

第二条　建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則（昭和五十一年労働省令第二十九号）の一部を次のように改正する。

第七条（見出しを含む。）中「第九条第一項各号」を「第九条各号」に改める。

第七条の二第一項第一号ロ中「同項第一号ホ、ヘ又はヌ」を「同項第一号ニ、ホ又はチ」に改め、同号ハ中「を行う中小建設事業主等」の下に「（女性労働者に係る技能実習を行う場合にあつては、建設事業主又は建設事業主の団体若しくはその連合団体。以下「建設事業主等」という。）」を加え、同号ハ(1)(i)中「関連するもの」の下に「（技能の指導方法の改善に係る訓練を含む。）」を加え、同号ハ(1)(iii)中「中小建設事業主等」の下に「（女性労働者に係る技能実習を行う場合にあつては、建設事業主等）」を、「登録基幹技能者講習実施機関」の下に「、職業能力開発促進法第三十一条に規定する職業訓練法人」を、「中小建設事業主団体等」という。）」の下に「（女性労働者に係る技能実習を行う場合にあつては、建設事業主の団体又はその連合団体。ト、次号ト及び第二項において「建設事業主団体等」という。）」を加え、同号ホを次のように改める。

ホ　その雇用する建設労働者に係る雇用管理制度の整備に関して、次のいずれかに該当する建設事業主

(1)　労働協約又は就業規則に定めるところにより、建設業法施行規則第十八条の三第二項第二号に規定する登録基幹技能者講習を修了した者（以下「登録基幹技能者」という。）に係る賃金について、一定の額以上の額を増額する等の措置を講じた中小建設事業主であること。